

令和 6 年（2024 年）3 月 29 日

関係指定障害児通所支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

## 障害児通所支援における個別サポート加算（I）の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度報酬改定により、児童発達支援及び医療型児童発達支援において、個別サポート加算（I）の要件が見直されました。また、放課後等デイサービスにおいては、個別サポート加算（I）（重度）が創設されました。

つきましては、これに伴う本市の対応を下記のとおりといたしますので、通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 個別サポート加算（I）の概要

- (1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、支援を行った場合に、1 日につき所定単位を加算する。
- (2) 放課後等デイサービスにおいて、行動上の課題を有する児童、著しく重度の障害を有する児童に対し、支援を行った場合に、1 日につき所定単位を加算する。
- (3) 主として重症心身障害児が利用する児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児の基本報酬区分を算定する児童については、当該加算を算定することが出来ないことからご留意ください。

#### 2 見直し後の個別サポート加算（I）の要件

- (1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援

下記のいずれかに該当する場合

- ア 重症心身障がい児
- イ 2級以上の身体障害者手帳を所持する児童
- ウ 最重度、重度と判定された療育手帳を所持する児童
- エ 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する児童

(2) 放課後等デイサービス

ア 個別サポート加算（I）

行動障がい（コミュニケーション、不安定な行動等）に関する項目のうち、一定の要件に当てはまる児童

イ 個別サポート加算（I）（重度）

日常生活動作（食事、排せつ、入浴及び移動）に関する項目のうち、一定の要件に当てはまる児童

### 3 加算対象者の確認方法

(1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援

ア 区保健福祉部は、2-1の要件を満たす児童について、通所支援受給者証（以下「受給者証」という。）に「新個別サポートI」と記載し、保護者に交付する。

イ 事業所は、保護者から受給者証の提示を受け、「新個別サポートI」と記載されていることを確認する。

(2) 放課後等デイサービス

ア 区保健福祉部は、2-2の要件を満たす児童について、通所支援受給者証（以下「受給者証」という。）に「個別サポートI」又は「個別サポートI（重度）」と記載し、保護者に交付する。

イ 事業所は、保護者から受給者証の提示を受け、「個別サポートI」又は「個別サポートI（重度）」と記載されていることを確認する。

### 4 留意事項

(1) 本加算の詳細については、厚生労働省告示等を御確認ください。

(2) 児童発達支援及び医療型児童発達支援の個別サポート加算（I）の見直し後の受給者証の印字について、こども家庭庁から、「これまで同様【個別サポート加算（I）】

の印字とする」と示されているが、現行の個別サポート加算（Ⅰ）との区別がつかないことから、本市では、「新個別サポートⅠ」の印字をもって見直し後の個別サポート加算（Ⅰ）に該当していることとする。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市障がい福祉課 給付管理係

TEL011-211-2938 Fax011-218-5181

E-mail : [sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp)

**【体制届の提出・記載に関する問合せ先】**

札幌市障がい福祉課 事業者指定担当係

E-mail : [jigyousyasitei@city.sapporo.jp](mailto:jigyousyasitei@city.sapporo.jp)